

平成30年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 30-2-4)

施策名	健やかな体の育成及び学校安全の推進
施策の概要	児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることのできる体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成を図る。

達成目標 1	児童生徒の心身の健康課題を改善する。							
達成目標 1 の設定根拠	多様化・深刻化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校保健に関する学校内の組織体制の整備を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して、社会全体で子供の健康づくりに取り組んでいくことが重要であり、学校保健安全法や第3期教育振興基本計画、中央教育審議会答申、第五次薬物乱用防止五か年戦略等を根拠とした保健教育と保健管理を推進していく必要があるため。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	16年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	33年度	
①保健学習推進委員会報告書における保健の学習を日常生活に生かしている児童生徒の割合	高3 41.1%	—	—	高3 58.2%	—	—	高3 70%	/
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	自己や他者の健康の保持増進を図ることができる能力の養成は学校保健の重要な目的の一つであり、中央教育審議会答申（平成二十年一月十七日）においても「子どもは守られるべき対象であることにとどまらず、学校において、その生涯にわたり、自らの心身の健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められる。」と提言されている。このため児童生徒が心身の健康課題の改善を自ら図れるようになるためには、保健の学習で学んだことを日常生活において実践している児童生徒の割合を高めるよう取り組む必要がある。						
	指標の根拠	分母：全国の高等学校のうち、調査対象として抽出された学校に在籍する高等学校3年生 分子：保健の学習を日常生活に生かしている高等学校3年生						
測定指標								
②薬物乱用に対する考え方で、「絶対に使うべきではないし許されることではない」と答える割合	基準	18年度	小6 91.9% 中3 87.6% 高3 81.7%				判定	
	進捗状況	27年度	—				/	
		28年度	小6 93.8% 中3 91.0% 高3 90.8%					
		29年度	—					
	目標	33年度	小6 97.0% 中3 95.0% 高3 95.0%					
目標値の設定根拠	第五次薬物乱用防止五か年戦略において、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実が目標の一つとなっており、児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるように薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止に関する適切な考え方や知識を身に付けさせる必要がある。							

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	20年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
③薬物乱用防止教室の開催率（公立中学校・高等学校・中等教育学校）	61.4%	88.1%	92.6%	93.4%	95.6%	95.6%	98.0%	/
	年度ごとの目標値	90.0%	90.0%	95.0%	95.0%	98.0%		
	目標値の設定根拠	第五次薬物乱用防止五か年戦略において、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実が目標の一つとなっており、児童生徒自ら依存性薬物を使用するきっかけそのものを除いたり、きっかけとなる誘因を避ける、あるいは拒絶することができるように薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止に関する適切な考え方や知識を身に付けさせる必要がある。						
	指標の根拠	分母：全国の公立中学校、高等学校、中等教育学校の和 分子：薬物乱用防止教室を実施している全国の公立中学校、高等学校、中等教育学校の和						
参考指標		実績値					/	
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
①むし歯（う歯）の罹患率（小学校・中学校・高等学校）	年度ごとの数値	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校		
		54.1%	52.5%	50.8%	48.9%	47.1%		
		中学校	中学校	中学校	中学校	中学校		
		44.6%	42.4%	40.5%	37.5%	37.3%		
高等学校	高等学校	高等学校	高等学校	高等学校				
55.1%	53.1%	52.5%	49.2%	47.3%				
指標の根拠	分母：全国の小・中・高等学校のうち、文部科学省があらかじめ指定する学校の児童及び生徒の一部（全児童及び生徒の約25%の抽出） 分子：乳歯又は永久歯がむし歯の者							
施策・指標に関するグラフ・図等								
測定指標①の出典：（公財）日本学校保健会「保健学習推進委員会報告書」（平成29年2月）（文部科学省補助事業）								
測定指標②の出典：文部科学省調べ（平成29年度）								
測定指標③の出典：文部科学省調べ（平成29年度）								
参考指標①の出典：学校保健統計調査								
達成手段 （事業）								
名称 （開始年度）	平成29年度予算額 （執行額） 【百万円】	平成30年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号					
がんの教育総合支援事業 （学校保健推進事業の一部） （平成26年度）	32.4 (10.4)	32.8	0079					
薬物乱用防止教育等推進事業 （学校保健推進事業の一部） （平成11年度）	15.6 (8.4)	9.3	0079					
児童生徒の心と体を守るための 啓発教材の作成 （学校保健推進事業の一部） （平成17年度）	40.4 (33.4)	32.1	0079					
児童生徒の現代的健康課題への対応 事業 （学校保健推進事業の一部） （平成17年度）	15.7 (27.6)	10.2	0079					
健康教育関係調査費等 （学校保健推進事業の一部） （平成19年度）	16.1 (11.4)	14.6	0079					
日本学校保健会補助 （昭和48年度）	44 (44)	44	0083					

達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
健康教育・食育 行政担当者連絡協議会	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。	健康教育 ・食育課
全国学校保健・安全研究大会 (昭和 26 年度)	教職員、教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育・安全教育に関する先進的な取組等についての実践発表及び協議等をする研究大会。	健康教育 ・食育課
学校環境衛生・薬事衛生研究協議会 (平成 11 年度)	教職員、教育委員会の指導主事等を対象に、学校環境衛生や薬物乱用防止教育等に関する先進的な取組等についての実践発表及び協議等をする研究大会。	健康教育 ・食育課
全国学校歯科保健研究大会 (昭和 46 年度)	教職員、教育委員会の指導主事等を対象に、学校歯科保健に関する先進的な取組等についての実践発表及び協議等をする研究大会。	健康教育 ・食育課
学校保健全国連絡協議会 (平成 20 年度)	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、学校保健の課題について行政説明を行い、課題の共有を図るとともに、文部科学省の委託事業を活用した実践内容についての発表等を行い、事業成果の普及及び学校保健の充実を図る。	健康教育 ・食育課
平成 29 年度事前分析表からの変更点	—	

達成目標 2	児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付ける。							
達成目標 2 の設定根拠	近年子供たちに食生活の乱れや肥満・痩身傾向等が見られることから、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、第 3 期教育振興基本計画や第 3 次食育推進基本計画に基づき食育を推進する必要があるため。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	26 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	
①公立中学校における学校給食実施率	87.5%	86.0%	87.5%	88.8%	90.2%	調査中	90%	/
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	食育基本法に基づく第 3 次食育推進基本計画において、「第 2 食育の推進の目標に関する事項 2 (5)」に目標値として定められているため。						
	指標の根拠	公立中学校における完全給食実施校数/公立中学校数						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	26 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	
②学校給食における地場産物・国産食材を使用する割合	26.9% ・ 77.3%	25.8% ・ 77.1%	26.9% ・ 77.3%	26.9% ・ 77.7%	25.8% ・ 75.2%	26.4% ・ 76.7%	30% ・ 80%	/
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	食育基本法に基づく第 3 次食育推進基本計画において、「第 2 食育の推進の目標に関する事項 2 (6)」に目標値として定められているため。						
	指標の根拠	学校が設置されている都道府県内・国内で生産された食材数/使用された総食材数 ※公立小中学校の学校給食から抽出調査						
施策・指標に関するグラフ・図等								
測定指標①の出典：「学校給食実施状況調査」(文部科学省) 測定指標②の出典：「学校給食栄養報告」(文部科学省)								

達成手段 (事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
社会的課題に対応するための学校給食の活用事業 (学校給食・食育総合推進事業の一部) (平成 28 年度)	140 の内数 (103 の内数)	124 の内数	0081
つながる食育推進事業 (学校給食・食育総合推進事業の一部) (平成 29 年度)	140 の内数 (103 の内数)	124 の内数	0081
学校給食の現代的課題に関する調査研究 (学校給食・食育総合推進事業の一部) (平成 23 年度)	140 の内数 (103 の内数)	124 の内数	0081
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
健康教育・食育行政担当者連絡協議会	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。		健康教育・食育課
全国学校給食研究協議大会 (昭和 28 年度)	学校における食育を推進する上で重要な役割を担う学校給食の在り方について研究協議を行い、併せて学校給食関係者の資質の向上を図る大会。		健康教育・食育課
全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会 (昭和 35 年度)	学校における食育の推進に向けて、児童生徒に対する食に関する指導のあり方等について研究協議し、栄養教諭・学校栄養職員の資質の向上を図る大会。		健康教育・食育課
平成 29 年度事前分析表からの変更点	測定指標の追加と削減		

達成目標 3	教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図る。							
達成目標 3 の設定根拠	学校保健安全法や第 3 期教育振興基本計画、第 2 次学校安全の推進に関する計画等に定められている取組が適切かつ効果的に行われ、また、学校における防災教育を含めた安全教育を充実させることにより、各学校において児童生徒が安全に学ぶことが出来る環境を整備し、生涯にわたり健康で安全な生活を送るための基礎を培うことが重要である。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
①学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数	48 人	63 人	51 人	63 人	47 人	57 人	0 人	/
	年度ごとの目標値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人		
	目標値の設定根拠	平成 29 年 3 月に策定された第 2 次学校安全の推進に関する計画及び第 3 期教育振興基本計画において、「学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指す」ことが、今後の学校安全の目指すべき姿として位置付けられているため。						
	指標の根拠	—						

測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
②学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数	精査中	—	—	—	精査中	精査中	前年度未満	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
	目標値の設定根拠	第3期教育振興基本計画において「学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故を可能な限り減少させる」とされているため。 ※件数については精査中						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
③学校安全計画を策定している学校の割合	82.9%	94.9%	—	96.5%	—	調査中	100%	
	年度ごとの目標値	100%	—	100%	—	100%		
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第27条において各学校に学校安全計画の策定を義務付けており、各学校は学校安全計画に基づき施設及び設備の安全点検、通学を含めた生活安全に関する指導、職員の研修等を実施し、学校安全を確保することが求められている。 H25年度（46,487/48,967）、H27年度（46,821/48,497）						
	指標の根拠	分母：全国の学校数 分子：該当する学校数						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
④危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校の割合	84.7%	95.5%	—	97.2%	—	調査中	100%	
	年度ごとの目標値	100%	—	100%	—	100%		
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第29条において、突発的、外因的な事件や事故に対応できるよう各学校に危機等発生時対処要領を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で非常に重要である。 H25年度（46,783/48,967）、H27年度（47,155/48,497）						
	指標の根拠	分母：全国の学校数 分子：該当する学校数						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	17年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
⑤地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合	86.7%	93.3%	—	91.6%	—	調査中	95.0%	
	年度ごとの目標値	95.0%	—	95.0%	—	95.0%		
	目標値の設定根拠	学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、学校保健安全法第30条において、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。 H25年度（19,088/20,466）、H27年度（18,333/20,015）						
	指標の根拠	分母：全国の小学校数 分子：該当する小学校数						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	

⑥登下校中に保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した小学校の割合	90.4%	90.6%	—	89.4%	—	調査中	95.0%		
	年度ごとの目標値	95.0%	—	95.0%	—	95.0%			
	目標値の設定根拠	学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、学校保健安全法第30条において、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。 H25年度（18,539/20,466）、H27年度（17,895/20,015）							
	指標の根拠	分母：全国の小学校数 分子：該当する小学校数							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
⑦学校安全計画の中に、職員の研修等の内容について盛り込んでいる学校の割合	89.2%	87.3%	—	87.9%	—	調査中	95.0%		
	年度ごとの目標値	95.0%	—	95.0%	—	95.0%			
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第27条において、各学校に学校安全計画の策定を義務付けており、各学校は学校安全計画に基づき施設及び設備の安全点検、通学を含めた生活安全に関する指導、職員の研修等を実施し、学校安全を確保することが求められている。これに基づいて、職員の研修を実施することにより、全ての職員の学校安全に関する資質・能力を向上させることは、学校安全を確保する上で非常に重要である。 H25年度（40,599/46,487）、H27年度（41,173/46,821）							
	指標の根拠	分母：全国の学校安全計画を策定している学校数 分子：該当する学校数							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
⑧避難訓練を含む防災訓練を実施した学校の割合	99.5%	99.5%	—	99.5%	—	調査中	100%		
	年度ごとの目標値	100%	—	100%	—	100%			
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第29条第1項において作成が義務付けられている危険等発生時対処要領を踏まえ、同条第2項において職員が適切に対処するための必要な措置を講ずることとされており、教職員だけではなく児童生徒等が危険等発生時に適切に対処することができるよう訓練を実施することは、学校安全を確保する上で非常に重要である。 H25年度（48,712/48,967）、H27年度（48,276/48,497）							
	指標の根拠	分母：全国の学校数 分子：該当する学校数							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定	
	17年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
⑨通学路の安全点検を実施している小学校の割合	99.7%	99.0%	—	99.3%	—	調査中	100%		
	年度ごとの目標値	100%	—	100%	—	100%			
	目標値の設定根拠	学校保健安全法第27条において各学校に策定を義務付けている学校安全計画の中には、各学校において、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を盛り込むことが求められており、児童生徒等の安全の確保を図るためには、通学路の安全点検を実施することは、非常に重要である。 H25年度（20,257/20,466）、H27年度（19,865/20,015）							
	指標の根拠	分母：全国の小学校数 分子：該当する小学校数							
施策・指標に関するグラフ・図等									
測定指標①の出典：「学校の管理下の災害」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）									
測定指標②の出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ									
測定指標③～⑨の出典：「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）									

達成手段 (事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
学校安全推進事業 (平成 15 年度)	40 (22)	225	0080
災害共済給付事業 (平成 15 年度)	2,176 (2,176)	2,134	0082
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付事業 (平成 15 年度)	2176 (2176)	2134	義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)を対象とし、当該児童生徒等の保護者に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給する災害共済給付に要する経費等の一部を補助することにより、保護者及び設置者の負担を過重にすることなく学校災害に対する救済を行い、学校教育の円滑な実施を図る。
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
健康教育・食育 行政担当者連絡協議会	都道府県及び指定都市教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育に関する諸問題について、連絡や協議する会議。		健康教育 ・食育課
全国学校保健・安全研究大会 (昭和 26 年度)	教職員、教育委員会の指導主事等を対象に、健康教育・安全教育に関する先進的な取組等についての実践発表及び協議等をする研究大会。		健康教育 ・食育課
平成 29 年度事前分析表からの変更点	—		

施策の予算額・執行額					
(*政策評価調書に記載する予算額)					
		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る 予算 下段：複数施策に係る 予算	当初予算	/	/	/	/
	補正予算	/	/	/	/
	繰越し等	/	/	/	/
	合 計	/	/	/	/
執行額 【千円】		/	/	/	/

※ 平成 31 年度概算要求における政策評価調書においては、新予算体系に基づく予算額等を算出しているため、本施策の予算額等は空欄としている。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

—

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名称	年月日	関係部分
<達成目標1～3> 第3期教育振興基本計画	<達成目標1～3> 平成30年6月15日	<達成目標1、2> 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 目標(3) 健やかな体の育成 ○学校保健、学校給食、食育の充実等 <達成目標3> 5. 教育政策推進のための基盤を整備する 目標(19) 児童生徒等の安全の確保 ○学校安全の推進
<達成目標1> 第五次薬物乱用防止五 か年戦略	<達成目標1> 平成30年8月3日	<達成目標1> 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の 向上による薬物乱用未然防止 (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 (3) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化 (5) 広報・啓発の強化 本文 URL (リンク先: 厚生労働省 HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/index.html
<達成目標2> 第3次食育推進基本計 画	<達成目標2> 平成28年3月18日	<達成目標2> 第2 食育の推進の目標に関する事項 2. 食育の推進に当たっての目標 (4) 朝食を欠食する国民を減らす (5) 中学校における学校給食の実施率を上げる (6) 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす 第3 食育の総合的な促進に関する事項 2. 学校、保育所等における食育の推進 (1) 現状と今後の方向性 (2) 取り組むべき施策 (食に関する指導の充実) (学校給食の充実) (食育を通じた健康状態の改善等の推進) 本文 URL (リンク先: 内閣府 HP) http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/pdf/3kihonkeikaku.pdf
<達成目標3> 第2次学校安全の推進 に関する計画	<達成目標3> 平成29年3月24日	<達成目標3> Ⅲ 学校安全を推進するための方策 1. 学校安全に関する組織的取組の推進 (2) 学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底 (3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実 2. 安全に関する教育の充実方策 (1) 「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育の推進 (2) 優れた取組の普及を通じた指導の改善・充実 3. 学校の施設及び設備の整備充実 (2) 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実 4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故防止 (1) 学校における安全点検 (2) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等 5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 (1) 家庭、地域との連携・協働の推進 本文 URL (リンク先: 文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1383652.htm

有識者会議での
指摘事項

・達成目標2の公立中学校における学校給食実施率については、地域により大きな隔りがあるので、これを何とか改善することにつながるような測定指標を検討すべき(金藤委員)

主管課（課長名）	初等中等教育局 健康教育・食育課 （三谷 卓也）
関係課（課長名）	—

評価実施予定時期	平成 32 年度
----------	----------